

3.3 他社特許回避と新規特許取得との微妙な関係

以下のケース1～3を特許出願した場合に新たな特許は取得できるか。また後願特許発明を実施することはできるか？

先行特許

クレーム 成分A: 10～90%、成分B: 任意量、を含む組成物。

発明の効果=X

実施例: 成分A=10%、20%、80%、90%を開示。

(ケース1)

後願特許クレーム 成分A: 40～50%、成分B: 任意量、を含む組成物。

発明の効果=X(臨界的意義のある量的に顕著な効果)

(ケース2)

後願特許クレーム 成分A: 40～50%、成分B: 任意量、成分C: 10～20%、を含む組成物。

発明の効果=Y(異質な効果) 注: 効果Xは発揮されない

(ケース3)

後願特許クレーム 成分A: 40～50%、成分B: 任意量、成分C: 10～20%、を含む組成物。

発明の効果=Y(異質な効果)+X(先願特許と同程度の効果)